

論 説

譲渡制限特約が付された債権が供託された場合における供託金の 還付請求権に対する国税滞納処分を巡る問題について

福山大学経済学部教授
白 木 康 晴

◆SUMMARY◆

民法における債権関係の規定等を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）は、令和 2 年 4 月 1 日から施行されているところ、本改正前において、譲渡禁止特約の付された債権については、債権譲渡と国の滞納処分による差押えが競合し、さらに第三債務者が供託をした場合の差押えの効力に関し、①差押債権者は原債権の譲渡の無効を主張できるか、②原債権が譲渡禁止であれば、その供託金の還付請求権も譲渡禁止となるか、③原債権に対する差押えの効力は、供託金の還付請求権にも及ぶか、④供託金の還付請求権を差し押さえた場合、取立権に基づいて供託受諾することができるか、といった問題があった。

改正法において、譲渡禁止特約は譲渡制限特約とされ、悪意又は重過失の債権譲受人であっても債権譲渡の効力は妨げられないとされたところ、本稿は、本改正の内容を踏まえ、上記①から④の問題点について検討を試みるものである。

（令和 6 年 10 月 8 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

第1章	はじめに	44
第2章	債権譲渡関係に関する民法改正の内容について	45
第3章	本件改正前における問題の所在	46
第4章	供託について	49
第5章	本件改正後における問題点の考察	52
第6章	詐害行為取消請求	53
第7章	まとめ	55
第8章	おわりに	56

第1章 はじめに

平成29年5月26日、民法における債権関係の規定等を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立し、ごく一部を除いて、令和2年4月1日から施行されているところである（平成29年法律第44号による改正を、以下「本件改正」という。）。本件改正前において、譲渡禁止特約の付された債権につき、債権譲渡と国の滞納処分による差押えが競合し、さらに第三債務者が供託をした場合の差押えの効力の問題に関し、次のような問題があった。すなわち、①差押債権者は原債権の譲渡の無効を主張できるか、②原債権が譲渡禁止であれば、その供託金の還付請求権も譲渡禁止となるか、③原債権に対する差押えの効力は、供託金の還付請求権にも及ぶか、④供託金の還付請求権を差し押さえた場合、取立権に基づいて供託受諾することができるか、といった問題である。

とりわけ滞納者の有する譲渡禁止特約付き債権（原債権）を譲り受けた者が、原債権のほか、原債権につき供託された時に生じる供託金の還付請求権も一括して譲り受けた場合に国が譲渡禁止特約の存在につき悪意又は重過失の債権譲受人に優先して供託金に対する権利を取得し得るのかという問題があったところである。

譲渡禁止特約は改正法では譲渡制限特約とされ、悪意又は重過失の債権譲受人であっても債権譲渡は有効なものとされたところであり、本稿は、債権関係に関する民法改正の内容を踏まえ、上記①から④の問題について検討を試みるものである。また、詐害行為取消請求について、必要な範囲で触れておくこととする。

なお、本件改正後の民法を、本章及び以下の章で「改正法」といい、改正前のものは、「旧民法」といい、内容に特に変更がない場合は、単に民法という。また、供託金に対する還付請求権を、以下の章で「供託金還付請求権」という。

第2章 債権譲渡関係に関する民法改正の内容について⁽¹⁾

(1) 譲渡制限の意思表示に反した債権譲渡の効力等（新設）

イ 旧民法 466 条 2 項の解釈上、譲渡禁止特約の存在について譲受人に悪意又は重過失がある場合、債権譲渡は無効とされていたが（最判昭和 48 年 7 月 19 日民集 27 卷 7 号 823 頁）、改正法 466 条 2 項では、債権譲渡の禁止、制限する意思表示を併せて譲渡制限の意思表示と規定し、譲渡制限の意思表示について譲受人の悪意又は重過失を問わず、債権譲渡が有効と規定されている。譲渡制限の意思表示とは契約のほか、遺言のような単独行為による債権譲渡を含むためであるとされており、典型的には、債務者と債権者（譲渡人）の合意により譲渡を禁止または制限する特約（以下「譲渡制限特約」という。）である。ただし、預貯金債権について譲渡制限特約が付されている場合は、譲受人が譲渡制限特約の存在について悪意又は重過失があるときは当該譲受人に対抗できると規定されている（改正法 466 条の 5 第 1 項）。

ロ 改正法 466 条 3 項は、譲受人が譲渡制限特約について悪意又は重過失があるときは、債務者は譲受人に対する債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済・相殺その他の債務を消滅させる事由をもって譲受人に対抗することができるものと規定している。同項は、譲渡制限特約を結ぶ債務者が弁済の相手方を固定する利益を保護するための規定とされている。

ハ 改正法 466 条 4 項は、第 3 項の場合において、債務者が債務を履行しないときは、譲受人その他の第三者が相当の期間を定めて、債務者に対して譲渡人への履行を催告し、その期間内に債務者の履行がないときは、債務者は譲渡制限特約をもって悪意又は重過失のある譲受人に債務の履行を拒絶できないことを定めている。

(2) 譲渡制限特約が付された債権に係る債務者の供託（新設）

改正法 466 条の 2 第 1 項は、債務者が譲渡制限特約付きの金銭債権が譲渡された時は、その債権全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託できることを規定している。これは、譲渡制限特約付債権の譲渡は、譲受人の主観（悪意又は重過失の有無）と関係なく、常に有効であり、債権者は譲受人であるので、債権者不確知による供託ができないが、他方、譲受人の主観によって、債務者による譲渡人への弁済等を第三者に対抗できるかどうか異なることから、債務者の利益保護のため、債務者の供託が認められたとされている。また、同条第 3 項は、第 1 項の規定により供託した金銭は譲受人に限り還付を請求できると規定している。

(3) 譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え（新設）

改正法 466 条の 4 第 1 項は、譲渡制限特約が付された債権に強制執行がされたときは、債務者は、差押債権者に対して譲渡制限特約をもって対抗できないことを定めている。これは、私人間の合意により差押禁止財産を作り出すことができないとする判例法理（最判昭和 45 年 4 月 10 日民集 24 卷 4 号 240 頁）を明文化したものとされている。

(4) 預貯金債権に係る譲渡制限特約の効力（新設）

改正法 466 条の 5 第 1 項は、預貯金債権について譲渡制限特約が付されていた場合において、改正法 466 条 2 項の規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限特約について悪意又は重過失

⁽¹⁾ 民法改正（債権関係）の内容については、安達敏男ほか『徹底解説 民法改正（債権関係）』（日本除出版、2016）及び筒井健夫・村松秀樹編『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018）を参考にした。

がある譲受人その他の第三者に対抗できることを定めている。

(5) 将来債権の譲渡性（新設）

改正法 466 条の 6 第 1 項は、既発生 of 債権だけでなく、将来発生する債権（将来債権）についても譲渡できることを定め、同条 2 項は、将来債権の譲受人が具体的に発生した債権を当然に取得することを定めている。第 1 項は、将来債権が譲渡の対象となるとする判例（最判平成 11 年 1 月 29 日民集 53 卷 1 号 151 頁）を明文化したものであり、第 2 項は、将来債権の譲受人が具体的に発生する債権を当然に取得するとした判例（最判平成 19 年 2 月 15 日民集 61 卷 1 号 243 頁）を明文化したものとされている。

(6) 債権譲渡の対抗要件

改正法 467 条第 1 項は、旧民法 467 条 1 項の規律を基本的に維持しつつ、債権譲渡に括弧書きで将来債権の譲渡を含めており、将来債権の譲渡の場合も債権発生前の段階で第三者対抗要件を具備することができるとする判例法理（最判平成 19 年 2 月 15 日民集 61 卷 1 号 243 頁）を明文化したものとされている。

(7) 供託等

イ 改正法 494 条は、弁済供託の要件(供託原因)として、①弁済の提供をしたが債権者が受領拒絶したこと、②債権者の受領不能、③弁済者が債権者を確知することができないとき（ただし、弁済者に過失があるときはこの限りでない。）とし、この場合において、弁済者の供託時に債権が消滅することを定めている。受領拒絶の場合、受領拒絶に先立つ弁済の提供が必要であること、債権者不確知について弁済者に過失があることの主張立証責任は債権者が負うことが明記され、供託の効果として、弁済者の供託時に債権が消滅することも明記されている。

ロ 改正法 498 条 1 項は、債権者が弁済の供託物について還付請求権を有することを定めている。債権者の債権は、弁済者の弁済供託により消滅するが、これにより債権者は供託物の還付請求権を取得することになる。

(8) 経過措置

改正法施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、改正法 466 条から 469 条までの規定にかかわらず、なお従前の例による（附則 22 条）。

第 3 章 本件改正前における問題の所在

(1) 問題の所在

イ 想定事例

滞納者の有する譲渡禁止特約付き債権（原債権）を譲り受けた者が、原債権のほか、債権者不確知を理由として供託された供託金の還付請求権も一括して譲り受けておく場合で、譲渡禁止特約の存在につき譲受人は悪意又は重過失がある。国は、国税滞納処分により当該原債権を差し押さえ、譲渡は無効であると主張している。

ロ 問題点

(イ) 差押債権者（国）は原債権の譲渡の無効を主張できるか。

(ロ) 原債権が譲渡禁止であれば、その供託金還付請求権も譲渡禁止となるか。

(ハ) 原債権に対する差押えの効力は、供託金還付請求権にも及ぶか。

(ニ) 供託金還付請求権を差し押さえた場合、取立権に基づいて供託受諾することができるか。

(2) 譲渡禁止特約の効力

譲渡禁止特約に反してされた譲渡の効力について、譲渡自体が無効となるとする物権的効力説と、譲渡自体は有効であり、特約違反の責任（弁済拒絶等）が生ずるにすぎないとする債権的効力説があり、物権的効力説が通説、判例の立場とされていたところである（最判昭和 52 年 3 月 17 日民集 31 卷 2 号 308 頁及び最判平成 9 年 6 月 5 日民集 51 卷 5 号 2053 頁参照）。また、譲渡禁止特約のある債権を譲受人が悪意又は重過失の場合であっても、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡時に遡って有効になるとされていた⁽²⁾。

(3) 譲渡無効の主張権者

最判平成 21 年 3 月 27 日（民集 63 卷 3 号 449 頁、判例タイムズ 1295 号 172 頁）によれば、「譲渡禁止の特約に反して債権を譲渡した債権者は、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しないのであって、債務者に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情がない限り、その無効を主張することは許されないと解するのが相当である。」と判断されたことから、独自の利益を有する者は無効を主張できるのか、また、差押債権者は譲渡の無効を主張する独自の利益を有するの否かが問題とされていた⁽³⁾。この点についての最高裁の判断はなく、下級審の判断は肯定、否定に分かれていた⁽⁴⁾。

(4) 弁済供託と供託金還付請求権

滞納処分による差押えの場合は、強制執行による差押えの場合と異なり、国税徴収法に供託ができる旨の規定がないため、第三債務者は供託によって免責をうけることができない。しかし、滞納処分による差押えの前に原債権が譲渡され、当該債権譲渡の効力に疑義があり、債権者を確知できない場合等は、第三債務者は旧民法 494 条を根拠に被供託者を債権の譲渡人又は譲受人として原債権の額に相当する金銭を供託することができることとされている。

弁済供託の効果として被供託者（債権者）は、供託金還付請求権を取得するが、その供託金還付請求権と原債権では、その発生原因も債務者も異にする以上、両者は、法形式上は別個の債権であるとされている。しかし、供託金還付請求権は実質的には原債権が転化したもの、あるいは価値代替物といえ同一性があるともいえる⁽⁵⁾。そのため、原債権に譲渡禁止特約が付されている場合、原債権が転化した供託金還付請求権は譲渡が可能か否かという問題がある。

この点について、法令の規定に基づいて譲渡、担保、差押えが禁止されている債権（恩給法 11 条、厚生年金保険法 41 条、国民年金法 24 条等）が供託された場合、その還付請求権も譲渡禁止、差押禁止とされている⁽⁶⁾。

⁽²⁾ 榎本恭博・最高裁判所判例解説民事篇昭和 52 年度 115 頁、三村量一・最高裁判所判例解説民事篇平成 9 年度 657 頁。

⁽³⁾ 高橋護・最高裁判所判例解説民事篇平成 21 年度 246 頁。

⁽⁴⁾ 行広浩太郎「譲渡禁止特約に反する債権譲渡と譲渡禁止債権の差押債権者等による無効主張の可否」（判例タイムズ 1442 号 5 頁、2018）。

⁽⁵⁾ 最判平成元年 10 月 27 日（民集 43 卷 9 号 1070 頁、判例タイムズ 717 号 106 頁）参照。また、横浜地裁川崎支部平成 29 年 10 月 27 日判決（LEX/DB、文献番号 25563656）は、国税徴収法 24 条 1 項の譲渡担保財産である原因債権が民法 494 条による弁済供託された場合、供託金還付請求権は、当該譲渡担保財産に該当するとしている。

⁽⁶⁾ 稲葉威雄「給料債権についての供託とその還付請求権に対する差押えに基づく払渡請求の可否」（供託先例判例百選第 2 版 130 頁、有斐閣、2001）。

しかし、譲渡禁止特約といった約定に基づく債権が供託された場合における還付請求権について、譲渡禁止となるか否かは不明確である。

さらに、仮に、供託金還付請求権の譲渡が国の差押えに優先することになった場合、私人間で滞納処分を回避する財産を創出することになるだけでなく、国は、原債権に対する差押えに基づいて第三債務者から取立てを行うことになり、第三債務者は二重払いの不利益を余儀なくされるという不合理な結果となる。なぜなら、債権者不確知を理由として弁済供託をしたとしても、旧民法 481 条の適用により、第三債務者は弁済の効果を差押債権者である国に対抗できないからである（改正法においても弁済の効果を差押債権者に対抗できないことは同様である。）。

第三債務者が供託した場合であっても、国は差し押さえた原債権を第三債務者から取り立てることができるが、第三債務者の保護のため、徴収実務において、滞納者が有する供託金還付請求権を改めて差し押さえ、譲受人に対して供託金還付請求権取立権確認請求訴訟を提起することとされている⁽⁷⁾。

(5) 滞納処分による差押えの効力について

上記(4)のとおり、供託金還付請求権は実質的には原債権が転化したもの、あるいは価値代替物といえ同一性があるとされており、同一性があれば原債権を差し押さえた場合、差押えの効力は供託金還付請求権にも及び、改めて供託金還付請求権を差し押さえる必要がないことになる。下級審の判決であるが、第三債務者が滞納者の破産宣告後、民法 494 条に基づく弁済供託をした場合、破産宣告前にされた原債権に対する滞納処分による差押えの効力は、滞納者が取得した供託金還付請求権にも及ぶとした事例がある⁽⁸⁾。

しかし、弁済供託の場合、原債権に対する差押えの効力が供託金還付請求権の上に移行するか否かについては、見解が分かれているとされている⁽⁹⁾。

(6) 供託受諾について

弁済供託がされた場合、被供託者は還付請求権を、供託者は取戻請求権を取得することとなる。供託者は、被供託者が供託を受諾し、又は供託を有効と宣言した判決が確定するまでは供託金を取り戻すことができる。供託金還付請求権が差し押さえられても、それだけで供託者の取戻請求権は消滅しない。

最判平成 11 年 9 月 9 日（民集 53 卷 7 号 1173 頁、判例タイムズ 1013 号 100 頁）によれば、差押債権者は、①一身専属的、人格的権利でない、②取立ての目的・範囲を超えるような形成権の行使でない限り取立てに必要な行為をすることができるとされているところである⁽¹⁰⁾。国税滞納処分による差押えに基づく取立権の効果について、民事執行法 155 条の取立権の効果と異同はないと考えられていることから、供託を受諾することは上記①及び②のいずれにも該当しないので、国は供託者の供託金の取戻しを防ぐために、取立権を行使して供託受諾し、取戻

⁽⁷⁾ 昭和 55 年 10 月 28 日徴徴 4-11（例規）国税庁長官通達「滞納処分により差押えをした債権につき債権者不確知を理由として供託された場合に国が採るべき徴収手段について」。

⁽⁸⁾ 大分地判平成 16 年 3 月 26 日（訟務月報 51 卷 5 号 1315 頁、確定）は、破産事件であるが、第三債務者の二重弁済という不利益を避けるために、原債権に対してした滞納処分による差押えの効力は、滞納会社が取得した供託金の還付請求権に対しても及ぶという判断をしている。

⁽⁹⁾ 立花宣男『執行供託をめぐる諸問題』（法務研究報告書第 73 集 1 号 258 頁、1985）。

⁽¹⁰⁾ 高部眞規子・最高裁判所判例解説民事篇平成 11 年度 548 頁。

請求権を消滅させることができるとされている⁽¹¹⁾。

第4章 供託について⁽¹²⁾

(1) 供託

供託は、公法上の一種の寄託契約と観念されるとともに、私法上の債権債務関係をも併存すべきものであって、一般には、ある一定の債務者が一定の債権者に対して、その債権の満足又はその満足を担保する等のために、その財産を供託所に寄託し、一定の法律上の目的を達成させようとする法律制度とされている⁽¹³⁾。

(2) 弁済供託

弁済供託は、債務者の便宜を図り、これを保護するため、弁済の目的物を供託所に供託することによりその債務を免れることができるようにする制度である。供託原因として、①債権者の受領拒絶、②債権者の受領不能（所在不明等）、③債権者不確知がある。旧民法からの変更点は、受領拒絶の場合、受領拒絶に先立つ弁済の提供が必要であること、債権者不確知について弁済者に過失があることの主張立証責任は債権者が負うことが明記され、供託の効果として、弁済者の供託時に債権が消滅することも明記されている⁽¹⁴⁾。

なお、供託をした債務者は、一定の事由（①債権者の供託受諾、②供託を有効とした判決の確定、③供託による質権、抵当権の消滅、④供託者の取戻権放棄）が生じるまでは、供託物を取り戻すことができる（供託物取戻請求権）⁽¹⁵⁾。

滞納処分による差押えのみがされているだけでは第三債務者は供託をすることはできないが、譲渡制限特約が付された債権の譲渡と滞納処分による差押えが競合し、いずれが優先するのか不明な場合（差押通知書の送達と譲渡通知の到達の先後が不明な場合又は同時の場合）、債務者は改正法 494 条の債権者不確知を理由として供託することが可能となる。

(3) 執行供託

執行供託は、執行手続きの一環として、その執行の目的物を執行機関または執行当事者等が供託所に供託して、供託所による執行の目的物の管理と執行当事者への交付を行うものである⁽¹⁶⁾。執行供託の例として、金銭債権が強制執行により差し押さえられた場合、第三債務者は民事執行法 156 条 1 項の規定に基づき供託することができることになる（権利供託）。また、同条 2 項は、複数の強制執行による差押え等が競合した場合、第三債務者は供託しなければな

⁽¹¹⁾ 佐藤修市「供託金払渡請求権の譲渡と差押え」吉戒修一編著『供託制度百周年記念 供託制度をめぐる諸問題』515 頁（テイハン、1991）。

⁽¹²⁾ 供託制度に関しては、立花宣男＝田原昭男編『新訂 執行供託の理論と実務』（民事法情報センター、2009）、東京地裁債権執行等手続研究会編『債権執行の諸問題』（判例タイムズ社、1993）参照。

⁽¹³⁾ 立花＝田原前掲 12 書 3 頁。

⁽¹⁴⁾ 安達ほか前掲 1 書 240 頁。

⁽¹⁵⁾ 執行供託の場合、通常供託金は配当財団として執行裁判所の支配下に入るのので、錯誤を原因とする以外取り戻すことは認められないとされている（立花＝田原前掲 12 書 52 頁）。

⁽¹⁶⁾ 立花＝田原前掲 12 書 27 頁。

らないと規定している（義務供託）⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。

また、滞納処分による差押えがされている金銭債権について強制執行による差押えがされ、差押えの競合が生じている場合（滞納処分が先行する場合）、第三債務者は滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律（滞調法）20条の6第1項の規定に基づき供託することができる。さらに、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされ、差押えの競合が生じている場合（強制執行が先行する場合）、第三債務者は滞調法36条の6第1項の規定により供託しなければならないとされている⁽¹⁹⁾。

(4) 混合供託

債権譲渡と強制執行による差押えが競合した場合のように、執行供託のみでは、債権譲渡が有効で差押命令が空振りになる場合、譲受人に供託による免責を主張できず、債権者不確知を理由とする弁済供託のみでは、差押命令が有効となった場合、差押債権者に免責を主張できないことになる。第三債務者にこのような二重払いの危険を負わせず、1回の供託により免責の効果を主張することができる供託が実務上認められており、混合供託（又は競合供託）と呼ばれている。混合供託はあくまで、弁済供託と執行供託という法律上認められている2つの異なった供託が合わさって1つの供託行為によりなされるものであり、基本的には、両供託の性格を併せ持つものとされている⁽²⁰⁾。

債権譲渡と滞納処分による差押えが競合している場合は、上記(2)のとおり、弁済供託のみが可能で、混合供託は認められない。しかし、債権譲渡と滞納処分による差押え、さらに強制執行による差押えがされ、差押えの競合が生じた場合、上記(3)のとおり、執行供託が可能であるので、民法494条及び滞調法20条の6第1項又は同法36条の6第1項の規定を根拠条文とする混合供託が認められることとなる。この場合、滞納処分が先行したときは、民法494条及び滞調法20条の6第1項が根拠条文となり、強制執行が先行したときは、民法494条及び滞調法36条の6第1項が根拠条文となる。

(5) 供託金還付請求権の取立てについて

供託金払渡請求権（供託金還付請求権及び供託金取戻請求権）は、弁済供託、執行供託を問わず譲渡を禁止する規定がなく、譲渡可能である以上、差押え・転付の対象になるとされているが（本稿においては、供託金還付請求権について検討することとする。）、供託金還付請求権

⁽¹⁷⁾ 民事執行法制定（昭和54年3月23日法律第4号）前は、競合する債権者のない単発差押えの場合には執行供託の方法がなく、民法494条の弁済供託も認められない状況にあり、差押債権者が取り立てず又は強制執行停止のため取立権の行使が制限されている場合や仮差押執行の場合には、第三債務者は、債務者にも差押債権者にも弁済することができず、いたずらに利息、遅延損害金の負担を強いられるという結果が生じていた。同法156条1項は、単発差押えの場合における第三債務者の供託権限を認める規定で、実質的には弁済供託の性質を有するとされ、同条2項は、債権者が競合する場合、第三債務者は、供託義務を負い、これを履行しなければ免責を得られないとする規定であるとしている（竹下守夫＝鈴木正裕編『民事執行法の基本構造』453頁以下（西神田編集室、1981））。

⁽¹⁸⁾ 松浦雅美「権利供託と義務供託」東京地裁債権執行等手続研究会編前掲12書203頁。

⁽¹⁹⁾ 今井隆一「滞納処分による差押えと民事執行による差押えとが競合した場合の供託と執行手続」東京地裁債権執行等手続研究会編前掲12書235頁。

⁽²⁰⁾ 立花＝田原前掲12書304頁、城所淳司「債権譲渡と差押命令とが競合した場合の供託」東京地裁債権執行等手続研究会編前掲12書249頁。

も譲渡、差押えが制限される場合がある。上記第3章(4)のとおり、法令の規定に基づいて譲渡、担保、差押えが禁止されている債権（恩給法11条、厚生年金保険法41条、国民年金法24条等）が供託された場合、その還付請求権も譲渡禁止、差押禁止となる。

ここでは、一般の金銭債権に対して滞納処分による差押えが行われ、弁済供託、執行供託、混合供託がされた場合の供託金還付請求権の取立てについて検討することにする。

イ 弁済供託の場合

債権譲渡と滞納処分による差押えが競合している場合、民法494条による弁済供託が可能である。原債権を差し押さえた国が、供託金を取り立てる場合、新たに滞納者の有する供託金還付請求権を差し押さえ、被供託者である債権の譲渡人（滞納者）及び譲受人を被告として当該供託金還付請求権についての取立権が国にあることの確認判決を得ることになる。上記第3章(5)のとおり、弁済供託の場合、原債権に対する差押えの効力が供託金還付請求権の上に移行するか否かについては、最高裁の判断はなく、下級審判決があるのみである。

ロ 執行供託の場合

執行供託の場合、仮差押えの執行を原因とする場合を除いて被供託者の欄の記載は不要とされている⁽²¹⁾。これは、供託金のすべては執行裁判所の配当財団として執行裁判所の支配下に入り、執行債務者又は差押債権者は当然には還付請求権を有さず、執行裁判所の配当等の実施としての支払委託によって初めて還付請求権が現実には発生するものとされている⁽²²⁾。

金銭債権について、滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合した場合、滞調法20条の6第1項又は同法36条の6第1項の規定により供託することが認められているところ、滞納処分が先行する場合、徴収職員が直接還付請求権をもつことになる点において特異性があるとされている。徴収職員は、この供託の被供託者になるわけではなく、供託前に金銭債権に対して滞納処分をしたことの効果として、国税徴収法67条1項の規定による取立権を供託金還付請求権に対しても行使することができるとされている。原債権に対する差押えの効果として滞納者の供託金還付請求権に滞納処分の効力が移行し、徴収職員は直接供託所に還付請求することができるとされている⁽²³⁾。

次に、強制執行が先行する場合、徴収職員は債権の取立てができず、執行裁判所の配当手続きにおいて配当を受けることとなる。この場合において、先行する強制執行による差押命令の取消、失効等があったとき、滞納者の供託金還付請求権が顕在化し、この上に滞納処分による

⁽²¹⁾ 金銭債権について、仮差押えの執行がされたとき、第三債務者は、民事保全法50条5項における民事執行法156条1項の規定の準用によって供託することができるが、この場合の供託の性質は、仮差押債務者を被供託者とする弁済供託であるとされている（立花＝田原前掲12書237頁）。また、滞納処分による差押えと仮差押えの執行が競合する場合、差押え等の先後を問わず、第三債務者は、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができ（滞調法20の9、20の6①）、この場合も供託の性質は、滞納者（仮差押債務者）を被供託者とする弁済供託とされている。差押え等の先後を問わず、滞納処分が優先されるため（国税徴収法140条）、徴収職員は、供託前に金銭債権に対して滞納処分をしたことの効果として、国税徴収法67条1項の規定による取立権を供託金還付請求権に行使することができるため、直接供託所に還付請求することができることになる（立花＝田原前掲12書296頁）。

⁽²²⁾ 立花＝田原前掲12書201頁。

⁽²³⁾ 立花＝田原前掲12書265頁。

差押えの効力が及ぶ結果、徴収職員が取立権を行使できるとされている⁽²⁴⁾。

ハ 混合供託の場合

債権譲渡と滞納処分による差押え、さらに強制執行による差押えがされた場合、上記(4)のとおり、民法 494 条及び滞納法 20 条の 6 第 1 項又は同法 36 条の 6 第 1 項の規定を根拠条文とする混合供託が認められることとなる。

執行供託に関しては、被供託者欄の記載は不要であるが、弁済供託に関しては、債権の譲渡人（滞納者）又は譲受人のいずれかが還付請求権を有することになるので、被供託者の記載が必要となる。

最判平成 9 年 6 月 5 日（民集 51 卷 5 号 2053 頁）によれば、滞納処分が先行する場合、供託前に金銭債権に対して滞納処分をしたことの効果として、国税徴収法 67 条 1 項の規定による取立権を供託金還付請求権に対しても行使することができ、徴収職員は直接供託所に還付請求することができることになる⁽²⁵⁾。

強制執行が先行する場合、徴収職員は債権の取立てができず、執行裁判所の配当手続きにおいて配当を受けることとなるが、当該強制執行による差押命令の取消、失効等があったとき、滞納者の供託金還付請求権が顕在化し、この上に滞納処分による差押えの効力が及ぶ結果、徴収職員が取立権を行使できるとされている。この場合、上記ロの執行供託の場合と異なり、国は、債権の譲渡人（滞納者）及び譲受人の双方を被告として供託金還付請求権の取立権の確認訴訟を提起することになる⁽²⁶⁾。

第 5 章 本件改正後における問題点の考察

(1) 想定事例の場合

イ 譲渡制限特約付債権の譲渡

改正法では、譲渡制限特約について譲受人の悪意又は重過失を問わず債権譲渡が有効となる（預貯金債権を除く。）。そのため、想定事例の問題点(イ)に関して、本件改正後、国が譲渡の無効を主張する場面はなくなるものと思われるが、後述（第 6 章）するように、詐害行為取消請求の場面が増加する可能性がある。

ロ 譲渡制限特約付債権に対する差押えと債権譲渡

上記第 2 章(1)のとおり、譲渡制限特約について譲受人の悪意又は重過失を問わず債権譲渡が有効となるため、滞納処分による差押えと債権譲渡が競合した場合、両者の優劣の問題となる。すなわち、差押通知書の送達と確定日付のある譲渡通知の到達の先後によって決まることになる。差押通知書の送達と確定日付のある譲渡通知の到達の先後関係が不明な場合又は同時の場合、債務者の利益保護のため債務者は改正法 494 条の債権者不確知を理由として弁済供託することができることになる⁽²⁷⁾。この場合、被供託者は、譲渡人（滞納者）、譲受人となる。

⁽²⁴⁾ 立花＝田原前掲 12 書 292 頁。

⁽²⁵⁾ 三村前掲 2 書 657 頁。

⁽²⁶⁾ 立花前掲注 9 書 260 頁。

⁽²⁷⁾ 改正法 466 条の 2 第 1 項において、譲渡制限特約付きの金銭債権が譲渡された時、債務者は、その債権全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託できると規定しているところであるが、本条の適用場面は、①債権譲渡のみがされている場合、②債権譲渡に関する第三者対抗要件が具備された後に、滞納処分による差押えがされたことが明確な場合（債権者不確知とならない）が考えられる。

ハ 供託金還付請求権の譲渡

譲渡制限特約が付された債権について、当該債権の金額に相当する金銭が供託された場合、その供託金還付請求権に譲渡制限が付くか否かは不明確であるが、仮に譲渡制限が付いたとしても譲渡は有効となるため本件改正後は、想定事例の問題点(ロ)に関しても、国が譲渡の無効を主張する場面はなくなるものと思われる。

原債権の譲渡の際に、供託金還付請求権についてもあらかじめ将来債権譲渡により譲り受け、第三者対抗要件を具備しているという状況下で、原債権の差押えは国が優先し、供託金還付請求権の譲渡は譲受人が優先することになると、結局、私人間で滞納処分を回避する財産を創出することになるだけでなく、国は原債権に対する差押えに基づいて第三債務者から取立てをおこなうこととなり、第三債務者は二重払いの不利益を余儀なくされる結果となる。なぜなら、債務者が弁済供託したとしても弁済の効果を差押債権者に対抗できないことは改正法においても同様であるからである（改正法 481 条 1 項）。このような不合理を回避するためには、原債権に対する差押えが債権譲渡に優先する場合、その差押えの効力が供託金還付請求権にも及ぶと解することにより回避することができるが、改正法においても、想定事例の問題点(ハ)は未解決のままである。

ニ 供託受諾

本件改正後においても、供託金還付請求権を差し押さえた場合、取立権に基づいて供託受諾することが可能であると思われる。

(2) 供託金還付請求権の取立て

上記第 4 章(5)のとおり、執行供託、混合供託の場合、滞納処分が先行するときは、国は直接供託所に還付請求することができるのに対し、弁済供託の場合、供託金還付請求権を差し押さえ、被供託者である債権の譲渡人（滞納者）及び譲受人を被告として当該供託金還付請求権についての取立権が国にあることの確認判決を得る必要がある。

原債権に対する滞納処分による差押えの効力が債権者不確知を理由とした供託に係る供託金還付請求権に及ぶか否かという問題についての最高裁の判断はなく、下級審判決があるのみである。民法 494 条を根拠とする供託において、強制執行による差押えがされた時、その差押えの効力が被供託者が有する供託金還付請求権の上に移行するとされており⁽²⁸⁾、滞納処分による差押えも同様に解することが可能であると思われる⁽²⁹⁾。

第 6 章 詐害行為取消請求

(1) 改正の概要

本件改正において、詐害行為取消権に関する規定が多く整備され、詐害行為取消権の要件、詐害行為取消権の行使の方法等、詐害行為取消権の行使の効果、詐害行為取消権の期間の制限

⁽²⁸⁾ 立花＝田原前掲 12 書 317 頁。

⁽²⁹⁾ 滞納処分による差押えは、強制執行による差押えと比較して、全額差押えが原則であること、第三債務者の陳述の催告がないこと、債権の取立てが差押えと同時にできること、差押えが競合した場合の効力拡張がないこと、第三債務者の供託が認められないこと、転付命令、譲渡命令の手続きがないことなどの相違点がある（立花＝田原前掲 12 書 369 頁）。そのため、滞納処分による差押えと強制執行による差押えは、法令上多くの相違点があり、その効力にも相違があるという議論も十分成り立つ。

について規定が設けられたところである⁽³⁰⁾。租税債権者である国が、差押債権取立請求訴訟又は供託金還付請求権取立権確認請求訴訟に敗訴した場合、原告訴訟の一つである詐害行為取消請求訴訟の提起も考えられる。とりわけ、改正法においては、譲渡制限の意思表示について譲受人の悪意又は重過失を問わず、債権譲渡が有効と規定されているので、詐害行為取消請求の場面が増加する可能性がある。詐害行為取消請求は、次のいずれも満たす場合に可能となる（改正法 424 条）⁽³¹⁾。

イ 債権者（国）の要件 金銭債権であること及び詐害行為の前の原因に基づいて生じた債権であること。

ロ 債務者（滞納者）の要件 債権者を害する行為が行われたこと（客観的要件）及び債務者が債権者を害することを知っていたこと（主観的要件）。

（イ）客観的要件

①債権者を害するとは、債務超過（無資力）になることであり、財産の処分があっても弁済のために十分な資力があれば取り消すことはできない。

②行為は財産権を目的とする行為（改正前は法律行為と規定されていた。）でなければならない。財産権を目的としない行為である婚姻、離婚、養子縁組、相続の承認・放棄等は取消しの対象とならない。

（ロ）主観的要件

債務者が債権者を害することを知っていたことが必要とされている（詐害の意思）。この場合において、債務者は債務超過（無資力）を認識することで足り、債権者を害する意思までは必要とされていない。

ハ 債務者の詐害意思の主張立証責任は、債権者側（国）にあるが、受益者が債権者を害することを知らなかったことは、受益者側に主張立証責任があるとされている。

ニ 受益者の要件 受益者が受益行為の時に、債権者を害すべき事実を知っていること（改正法 424 条）。この場合においても、受益者が受益行為の時に債務超過を認識することで足り、債権者を害する意思までは必要とされていない。

ホ 転得者の要件 受益者が悪意であり、転得者が転得の時に、債権者を害すべき事実を知っていること。複数の転得者がいる場合は、全ての転得者が悪意であること（改正法 424 条の 5）。従前の判例（最判昭和 49 年 12 月 12 日集民 113 号 523 頁）は、受益者が善意であっても転得者が悪意であれば、詐害行為取消権の行使が認められていたが、改正法は、受益者及び転得者の双方が悪意である必要がある。この場合においても、転得者が転得の時に債務超過を認識することで足り、債権者を害する意思までは必要とされていない。

（2）想定事例への当てはめ

債権者（国）側の要件は充足しているものとして、債務者（滞納者）側の要件について検討する。取消請求の対象となるのは、滞納者の債権譲渡又は供託金還付請求権の譲渡であるので財産権を目的とした行為に該当する。滞納者の当該譲渡行為によって滞納者が債務超過になるか、既に債務超過の状態ですらに責任財産が減少した場合は、客観的要件の①に該当することとなるので、滞納者の財産状況の検討が必要となる。

⁽³⁰⁾ 安達ほか前掲 1 書 114 頁。

⁽³¹⁾ 詐害行為取消請求に関しては、内田貴『民法Ⅲ（第 4 版）』357 頁以下（東京大学出版会、2020）参照。

次に、滞納者が当該譲渡行為時に総債権者（租税債権者を含む。）を害することを知っていたか否かの検討が必要である。最後に、受益者である譲受人が、滞納者の債権又は供託金還付請求権を譲り受けたときに、総債権者（租税債権者を含む。）を害すべきことを知っていたか否かの検討が必要となる。

なお、詐害行為取消権は、旧民法において、債権者が取消しの原因を覚知したときから2年、詐害行為が行われた時から20年のいずれか早い方の期間の経過によって消滅するとされていたが、改正法においては、いずれも出訴期間とされ、さらに20年が10年に短縮されている（改正法426条）。以上のことから、詐害行為取消請求訴訟を提起する場合は、差押債権取立請求訴訟とは相当異なる証拠収集や立証が必要となるだけでなく、債権者が覚知したときから2年、詐害行為が行われた時から10年のいずれか早い期間内に訴訟提起する必要がある。

第7章 まとめ

- (1) 第1章において、本件改正前において、譲渡禁止特約の付された債権につき、債権譲渡と国の滞納処分による差押えが競合し、さらに第三債務者が供託をした場合の差押えの効力の問題に関し、①差押債権者は原債権の譲渡の無効を主張できるか、②原債権が譲渡禁止であれば、その供託金還付請求権も譲渡禁止となるか、③原債権に対する差押えの効力は、供託金還付請求権にも及ぶか、④供託金還付請求権を差し押さえた場合、取立権に基づいて供託受諾することができるか、といった問題があった。
- (2) 第2章では、債権譲渡関係に関する本件改正の内容について概要を記載した。特に、改正法において、債権譲渡の禁止、制限する意思表示を併せて譲渡制限の意思表示と規定し、譲渡制限の意思表示について譲受人の悪意又は重過失を問わず、債権譲渡は有効であり、譲受人が譲渡制限特約について悪意又は重過失があるときは、債務者は譲受人に対する債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済・相殺その他の債務を消滅させる事由をもって譲受人に対抗することができることとされた。
- (3) 第3章では、上記(1)の4つの問題点に関し、本件改正前の状況について考察をした。①の譲渡無効の主張権者について、差押債権者は譲渡の無効を主張する独自の利益を有するの可否について、最高裁の判断はなく、下級審の判断は肯定、否定に分かれている状況であった。②について、弁済供託の効果として被供託者（債権者）は、供託金還付請求権を取得するが、その供託金還付請求権と原債権では、その発生原因も債務者も異にする以上、両者は、法形式上は別個の債権であるが、供託金還付請求権は実質的には原債権が転化したもの、あるいは価値代替物といえ同一性があるとされている。法令の規定に基づいて譲渡、担保、差押えが禁止されている債権（恩給法11条、厚生年金保険法41条、国民年金法24条等）の金額に相当する金銭が供託された場合、その還付請求権も譲渡禁止、差押禁止となるが、譲渡禁止特約といった約定に基づく債権が供託された場合における還付請求権について、譲渡禁止となるか否かは不明確な状況であった。③について、下級審の判決であるが、第三債務者が滞納者の破産宣告後、旧民法494条に基づく弁済供託をした場合、破産宣告前にされた原債権に対する滞納処分による差押えの効力は、滞納者が取得した供託金還付請求権にも及ぶとした事例があるが、弁済供託の場合、原債権に対する差押えの効力が供託金還付請求権の上に移行するか否かについては、見解が分かれている状況であった。④について、滞納処分による差押えをした国は、取立権を行使して供託受諾し、取戻請求権を消滅させることが

できるとされている。

- (4) 第4章では、滞納処分による差押えが関係する場合の弁済供託、執行供託、混合供託について概要を記載し、それぞれの供託に係る供託金還付請求権の取立てに関する考察を行った。それによると、執行供託、混合供託の場合、滞納処分が先行するときは、国は直接供託所に還付請求することができるのに対し、弁済供託の場合、供託金還付請求権を差し押さえ、被供託者である債権の譲渡人（滞納者）及び譲受人を被告として当該供託金還付請求権についての取立権が国にあることの確認判決を得る必要があることが分かった。
- (5) 第5章では、上記(1)の4つの問題点に関し、本件改正後における考察をした。①の譲渡無効の主張権者について、改正法では、譲渡制限特約について譲受人の悪意又は重過失を問わず債権譲渡が有効となるため（預貯金債権を除く。）、国が譲渡の無効を主張する場面はなくなるものと思われるが、詐害行為取消請求の場面が増加する可能性がある。②について、譲渡制限特約が付された債権の金額に相当する金銭が供託された場合、その供託金還付請求権に譲渡制限が付くか否かは不明確であるが、仮に譲渡制限が付いたとしても譲渡は有効となるため本件改正後は、国が譲渡の無効を主張する場面はなくなるものと思われる。③について、執行供託、混合供託の場合、滞納処分が先行するときは、国は直接供託所に還付請求することができるのに対し、弁済供託の場合、供託金還付請求権を差し押さえ、被供託者である債権の譲渡人（滞納者）及び譲受人を被告として当該供託金還付請求権についての取立権が国にあることの確認判決を得る必要がある。

原債権に対する滞納処分による差押えの効力が債権者不確知を理由とした供託に係る供託金還付請求権に及ぶか否かという問題についての最高裁の判断はなく、下級審判決があるのみである。民法494条を根拠とする供託において、強制執行による差押えがされた場合、その差押えの効力が被供託者が有する供託金還付請求権の上に移行するとされており、滞納処分による差押えも同様に解することが可能であると思われる。④について、滞納処分による差押えをした国は、取立権を行使して供託受諾し、取戻請求権を消滅させることができることになる。

- (6) 第6章では、詐害行為取消請求の改正について、概要を記載した。従前の判例法理が変更され、詐害行為取消権の行使の期間に変更が行われるなどの改正が実施されている。

第8章 おわりに

筆者はかつて、拙稿「敷金返還請求権と国税滞納処分をめぐる諸問題について」⁽³²⁾において、「敷金返還請求権と国税滞納処分をめぐることは、敷金返還請求権の譲渡と国税滞納処分による差押えが競合し、第三債務者が供託した場合において、供託金返還請求権の譲渡と滞納処分による差押えの優劣がどうなるのかという問題がある。この問題については、稿を改めて検討することとしたい。」と述べていたところであるが、本稿は、敷金返還請求権をはじめとする金銭債権が滞納処分による差押え等がされ、当該債権の金額に相当する金銭が供託されたときの問題に関する考察である。

供託には様々な供託があり、関係法令が多く、実務的にも困難な分野である。もとより、筆者は供託に関する専門家ではなく、本稿は、供託の一部分である滞納処分による差押えが関係

⁽³²⁾ 税大ジャーナル 34 号 13 頁（税務大学校、2022）。

する部分のみの考察となっており、民事執行法、民事保全法等の観点からの検討は注書きにとどまっている点をご容赦願いたい。